

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年5月29日(木) 午前9時30分から11時45分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	4番	川畠 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員（3人）

欠席者	3番	中島 則雄	君
	12番	西橋 豊啓	君
	19番	岩川 孝行	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第 8号 「非農地証明書発行に関する事務取扱指針」の一部改正について
- 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農用地利用集積計画について
- 議案第12号 非農地証明願いについて
- 議案第13号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 邦義
係長	川東 卓磨
主事補	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。本日は3番委員の中島さんと12番委員の西橋さんは農協の理事会ということで欠席の連絡がございました。それから19番委員の孝行さんについては所要により欠席との連絡が来ております。

ただ今より平成26年度第2回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は19番委員の岩川孝行委員が欠席ですので、20番委員の田中武浩さんにお願い致します。

憲章朗唱（20番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。新しい年度が始まって2ヶ月目になります。農業委員会関係では、おととい全国の農業委員会会長大会に出席してまいりましたが、先に出された規制改革会議からの農業委員会の在り方についての見直し案に全国の会長が激怒しておりました。冒頭のあいさつから、力の入った形で訴えがあるという状況でございました。大方の内容につきましては新聞等でご承知かと思いますが、後もって詳しく申し上げたいと思います。

本日は農林水産関係の事業計画についても、皆さんにご案内する予定になっておりますので、十分聞いていただきまして、地域の皆さんに広めていただければと思います。

本日の総会の議事進行、よろしくお願ひいたします。本日の会議録署名委員を17番委員、20番委員にお願いをいたします。

議事を進めて参ります。

議案第8号。「非農地証明書発行に関する事務取扱指針」の一部改正について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第8号。「非農地証明書発行に関する事務取扱指針」の一部改正について、非農地証明書発行に関する事務取扱指針の一部を別紙のように改正する。平成26年5月29日。屋久島町農業委員会 会長 鎌田秀久。

提案理由：現行指針により対応し難いやむを得ない事情による事案について、臨機応変に対応するため所要の改正をしようとするものである。3ページをご覧ください。

「非農地証明書発行に関する事務取扱指針」の一部改正。

非農地証明書発行に関する事務取扱指針（平成19年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

4. 「非農地証明書の発行基準」

(1) 「非農地証明の対象とするもの」に次の1項を加える。

エ. 屋久島町農業委員会会長が特に必要と認めた土地。

附則：この指針は公布の日から施行し、平成26年5月29日から適用する。

4ページから6ページまで、指針の全文を記載しております。
審議方よろしくお願ひいたします。

会長

只今事務局から提案がございましたが、全体の内容につきましては皆さんにすでにお渡ししている内容と同じでございます。先ほど是正があったこの1種農地の20haが10haに変わるというのは、国・県の取扱上の変更でございますので、そのまま変更になっております。

今回付け加えたい1項ですが、5ページの上方に「エ」ということで付け加えております。具体的に申し上げますと、これまで非農地証明

会長

願いが出たときに地主さんも不在村、あるいは相続によって得た土地でありながら町中にあってどうしようもない。しかしながら人為的に手が加えられた形跡がある。けども 20 年以上経過しているとは認めがたい。再生するにもとてもできそうにない場所、あるいは大きなお金をかけても、なかなかおらないであろうという土地がございまして、そのような案件が上がってきたときには “拒否” という判断をしております。私どもの総会の中で。

他に新たに出てきたのが、5 条許可を得て畠の状態から砂利を敷き詰めて宅地の状態に変更したんですが、その後資金繰りの問題等でそのまま放置されて現在に至っていると。それでも 20 年は経っていないという問題に突き当たった時にどうするか。ということで今回「エ」というやむを得ない、特に必要であると認められた土地については、非農地と認めようじゃないか。という提案でございます。皆さんの方からご意見があれば頂きたいと思います。いかがでしょう。

○番（農業委員）

このような時、担当委員、隣接委員も含めて現地確認に行きますよね。そこで各委員が農地であると判断したものについても、非農地となることがあるんですか。

会長

基本的にそれは無いと思います。非農地証明願いは、3 名以上の農業委員の立会い、現地確認調査が必要です。この条項が該当するとしたら、現地は明らかに認めてあげたいんだけども、この指針に照らした時に「20 年はまだ経っていないよね。」「30 年・40 年経っているんだけども、湿地帯であるために大きな木が生えてこない。」いわゆる原野状態。4・5 年畠を放置したような状態で何十年も経過している。と、本人の申し分は解るんですけど、確認できないという状況で保留されているという話も大隅の局長さんと話をしたところで、「そういうところは認めることにしていこうか。」という話をしたところです。

まず現地調査をした方の意見というのは非常に重みを持っておりますので基本的に尊重していきたいというふうに思っております。

○番（農業委員）

20 年未満というのもわかるんですけど、何年だったらとかいうのは。

会長

そこらの線引きは今のところ何年かというのは事務局でもしかねております。私の私的な意見では 15・16 年以上はやむを得ないんじゃないかなとかと思っております。

通常はこのようなところは、このまま 5 条の許可を引き継ぐという形で、事業の変更ということで、このままの状態で別の人気が家を建てるということで事業計画の変更として変えていくわけです。それはたいてい 2・3 年、4・5 年中に行われます。許可をもらったけれども家を建てるのに会社が倒産して、資金があっても返済計画が成り立たないので、近くの人に譲ったという場合は事業計画の変更ということで、5 条の計画を引き継ぎます。人が変わるだけですね。

この場合は住宅を建てるという計画ですので、農業委員会は土地の状態が宅地の状態になっただけでは事業が完了したという証明を出すことができないわけです。ただ、所有権だけは許可が出ると変えることが可能です。そうでないと、例えば許可が出て自分の家を造るのに前の持ち主の所有権のままでは、家はできかかってきたのに前の持ち主が法務局に書類を出すとき、事情があつて「印鑑をつかない。」と言った時にどうするかという問題があるみたいで、許可があつたら名義を変えて許可を受けた畠の中に家を造るという作業を進めるんですね。ですから農業委員会も 5 条許可を実行したという計画が完全に出来上がったという証明は出せない。そういう事例があります。

ですので、今、何年くらいという話も出ましたけども、皆さんで「何年くらいで良いんじゃないかな。」というご意見があれば聞かせていただ

会長	ければありがとうございます。 屋久島内を見ると結構5条許可等を理由に仮登記権が設定されたところとか、家を造るという計画で本登記の名義の変わったものが、ちょこちょこあるようです。
○番（農業委員）	特に以前は家を造るという計画を出すと、ある一定額以上でないと資金証明を必要としなかったんですが、今は全ての場合に資金証明が必要です。昔は一定額以上は資金証明の必要がなかった関係で、許可だけ出たままというのがたまに出てきます。 皆さんのご意見、いかがでしょう。
会長	これは農業委員会会長となっていますが、農業委員会で問題になった時の。という意味ですよね。
○番（農業委員）	私の職名が書かれてありますけども、農業委員会の総会で認めた案件が会長の認めた案件という形になります。あくまでも総会です。私が単独で判断することはありません。 いかがでしょうか。
会長	会長の言われる通りだと思いますし、以前も■■■の方であったんですけど、見たところ非農地にはもったいないようなところですが、ダチクが生えて奥の方は石ころでということでも認めなかつたんですが、そういうところもあります。畑にはどうしても復元できないところもあるような状態の中では、10年であっても認めてやって良いと思います。
○番（農業委員）	他の皆さんのご意見、いかがでしょう。
会長	これはあくまでも、以前5条許可を受けたところということですか。
○番（農業委員）	いえ。それ以外の所もあります。基本的に明らかな無断転用は20年というのがありますけども、無断転用でもやむを得ないと総会で認めたときは可能性があるということです。
会長	以前、■■■のところで非農地があがりましたが、一部砂利が入って、草も生えてないとしても認められないということで認められませんでしたよね。どのような場合はどうなるんですか。
○番（農業委員）	私としては非農地として認めてあげて良いと思ったんですけど、今までの非農地の判断としては認められないということでしたよね。
会長	これは私の個人的な意見なんですが、あの状態ではこれには該当しないんじゃないかと思っているんです。
事務局	あそこは一部砂利も敷きこまれているんですが、それが10年、15年経過しているように見えない。いわゆる無断転用を何回か継続してやっている状態ではないかと思ったところです。どのようなところはやはり20年以上ということを重視していかなければいけないんじゃないかなと思っています。
事務局	事務局サイドからですが、提案理由の中にも「やむを得ない事情」ということで提案しています。「やむを得ない事情」がどういうことなのかを総会で判断していただきたいということです。
事務局	このあと上がってくる非農地証明願いの案件、それから先ほど■■■さんからもありましたが、昨年度■■■から非農地証明願いが上がってきたところを不許可したところがあります。ここの背景につきましては、町の公共工事の土砂捨て場として土砂を持ち込んだということでした。申請人は、「聞いていない。勝手に町が持ち込んだ。」ということだったんですが、多分、町からは話はあったと思うんですよ。本来でしたら

事務局

町が現状復旧して返すべきところを、現在も土捨て場になったままなんですが、20年経っていません。そこを今の指針の取り決めの中では「20年経っていないから、いまのところ非農地として判断できません。」というのは、「あまりにも町は無責任なんじゃないか。」という不服の申し立てがありました。その背景も受けまして、今回指針を改正しまして、やむを得ない事情がある場合については審議して頂いて非農地として認めていいんじゃないかということで提案いたしました。

原則20年というのは崩すものではありませんので、指針を改正したからといって緩めるという方向ではありません。原則20年というのを基本に、皆さんに協議して判断して頂ければと思います。

○番（農業委員）

■■■の■■■の裏は昔田んぼで■■■の道路を作る時に、その田んぼにグリや石を入れ込んでおります。当時の上屋久の農業委員会も絡んでおりますし、県も絡んでるし。土砂も岩石ですから。田んぼの低い所も高い所もないくらい道路と同じ高さになっています。持ち主も100人近くいるようです。そこはどうしようもならない。当時も「土砂を捨てます。」という許可をもらった経緯もありますし、県も絡んで県道の工事の中で、結局はどうしようもならない状態で広い土地がそのままなんですね。そこらあたりも早く何とかしてやらんと。農地としてあれだけの面積が残っていることは、大変なことだと思います。20年以上経過もしますし。5町歩じやきかない広さですね。

会長

今、■■■さんが例として挙げたところは、その関係の時系列にコメントを見たことがあって。町の建設課からもらつたんですが。その中に当時の農業委員会の許可を受けたと入っているんですけども、転用ですから、農業委員会に許可の権限はないんですよ。あるとしたら、その後畠に戻すという内容だったんじゃないかと思ってるんですが、建設残土を埋めたそのままなんですね。確かに、土砂を持ち込んだのは20年以上経過していると思うんですが、合併直前に上屋久町議会で問題になって整地がなされているんですよ。それからすると、20年は経過していないと。そのような場所です。

もし、この地域から非農地証明願いの申請が出てくれば、先ほど事務局からもありました「やむを得ない事情。」ということで認めていく方向にはなると思います。この指針改正の提案を認めていただければということですね。あそこも相続人がなかなかつかめないという状況も聞いているところなんですが。

他の皆さんからのご意見、いかがでしょう。

○番（農業委員）

これは物事がスムーズにいく方法ではないかと思っています。どうしようもない案件の場合に協議するために農業委員会というのがあるんだと思いますので、知恵を結集して判断していくふうに考えると良いと思います。

会長

他に。ご意見ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

先ほど、「何年くらいから。」「10年以上経過しとけば。」というお話もありましたけども、そこらも参考に当面運用していくということで、エを挿入するということに皆さんご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

それでは、この案件につきましては以上のような形で今後運用していくことといたします。

続きまして議案第9号。7ページですね。農地法第3条の規定による許可申請について。

整理番号4番・5番は譲受人が同一ですので一括して審議して頂きた

会長

いと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第9号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [REDACTED] さん（[REDACTED]歳）、譲渡人 [REDACTED] さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、他1筆。地目：田。2筆の合計面積が [REDACTED] m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：馬鈴薯が9月から3月、ぽんかんが1月から12月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして所有面積が [REDACTED] m²です。申請人の経験年数：10年。農機具等の保有状況：トラクター・1、草払機・1、動噴・1、軽トラック・1です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係については「支障等は特にないと思います。」ということです。地域との役割分担の状況等につきましては「集落の共同作業等、全面的に協力いたします。」ということです。

整理番号5番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人は譲受人、譲渡人と整理番号4番と同一です。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED] m²。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号4番と同じですのでお目通しください。

申請人は相続によりまして所有面積が [REDACTED] m²ございます。今回兄からの所有権移転と貸借により [REDACTED] m²、合わせて [REDACTED] m²の農地を活用して新規就農するということで、ポンカン・バレイショ等を栽培するということでございます。農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

会長

担当委員のご意見をいただきたいんですが、担当委員・隣接委員ともに欠席していますので、申請の時に話を聞いている [REDACTED] から何かご意見・補足等ありませんか。

相談員

新規就農で [REDACTED] m²から始めるということです。

会長

今朝ほど担当委員の方から意見を頂きまして、申請人は兄弟でございます。親の持っていた土地をそれぞれ兄弟で引き継ごうと、このような申請に至っております。地域としてはなんら問題はないと。先ほど事務局からもございましたが、3条の各号にいずれも抵触しないということで、ご意見いただいております。

整理番号4番・5番について皆さん方からご意見等ございませんか。（「ありません。」の声あり）

整理番号4番・5番について許可することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号4番・5番は許可することに決定いたします。

続きまして14ページです。議案第10号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第10号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号6番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [REDACTED] さん（[REDACTED]歳）、譲渡人 [REDACTED] さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、[REDACTED]。地目：畑。2筆の合計面積が [REDACTED] m²。利用状況：休耕地。農用地区域内。第1

事務局長

種農地・都市計画区域です。事由『自己の住宅を新築するため』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が [REDACTED] m²、一般住宅が [REDACTED] m²です。

本申請地の農地区分については第1種農地で、集団的に農地が存在する生産性の高い場所であります。原則として不許可でございますが、第1種農地で許可できる場合ということで「集落施設接続地、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。」というのがあります。よって、“例外許可の集落接続の住宅等”ということで転用はやむを得ないと考えます。それから申請地につきましては備考欄にもございますが、平成 [REDACTED] 年の [REDACTED] 月に農用地区域除外の申請をしております。結果につきましては、[REDACTED] 月の [REDACTED] 日に農振の除外許可がおりております。

以上でございます。

会長

整理番号6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は [REDACTED] に住んでおりました。会社員をやっておりまして、農業は一切しないということで、今後もやる予定はないということで、土地を譲っても良いということです。譲受人は現在 [REDACTED] をやっておりまして、旦那さんと子供がいるんですが、旦那さんは [REDACTED] をしております。19ページをお願いします。右上に走っているのは県道でございます。写真で分かるように左下は農地が広がっております。県道から [REDACTED] に向かって 200m ほど進んだ場所に申請地があります。左下から農地が攻めてきているんですが集落の接続地域ということで、ちょうど角にあたりますので、ギリギリ5条申請の出来るところかなと思います。

申請人家族は現在 [REDACTED] で借家住まいしているんですが、長年 [REDACTED] でも借家住まいをしておりまして、ちょうど1年ほど前に大家さんから「従業員を鹿児島から呼んで住まわせたいので、空き渡してほしい。」ということで、やむなく急きょ [REDACTED] に住んでおります。この際、[REDACTED] に家を建てたいと、いろいろ土地を探し回ったんですが、水や電気の問題などから、なかなか良い場所を見つけられずにおきました。譲渡人から相談を受けまして申請をあげております。今年の [REDACTED] 月に総会で農用地除外の許可を頂きまして [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に許可がおりたということです。場所的には問題ないと思います。

現在、ここから 500m も離れていないところで兄弟で [REDACTED] さんとして作業小屋で作業をしているんですが、手狭ということで作業場と資材置き場、駐車場等の面積がほしいということです。旦那さんは将来的には [REDACTED] を担っていくような人材だと思っておりますので、[REDACTED] に永住してもらいたいという自分の思いもあります。

娘さんは今、幼稚園の年長さんとして来年1年生になるわけですが、それまでに間に合わせたいという気持ちもあるようですので、許可して頂きたいというふうに思います。 以上です。

会長

整理番号6番について皆さん方のご意見を伺います。いかがでしょう。

(「異議ありません。」の声あり)

整理番号6番について、申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号6番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号7番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号7番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳)、譲渡人 [REDACTED]

事務局長

さん（■歳）。土地の所在：■、畠、■m²。利用状況：不耕作地。第2種農地・都市計画区域内。事由『自己の住宅を新築し、屋久島へ移住したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が■m²、一般住宅が■m²、倉庫が■m²、薪小屋が■m²。建築面積の合計は■m²です。

申請地の周辺につきましては住宅地が点在しております、宅地化が進んでいる地域でございます。農地も少なく、転用しても周囲の営農に支障は考えられないということから、転用はやむを得ないと思います。なお、農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地、その他の農地と判断いたしております。

会長

整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

まず航空写真で場所の説明をいたします。24ページをお願いします。真ん中に走っているのは県道です。申請地の右側に白い屋根の建物がございますが、以前■でありまして、現在は■という飲食店をやっております。譲渡人はこの■の店主です。学校を出てよそに出ていたそうで、9年前に帰ってきて現在の店を手作りしております。今後農業はせず、この飲食店をやっていきたいということとして、子どもさんもおりますが、屋久島に帰って来ることはないとということです。

申請地につきましては、製糖工場が閉鎖になるまではサトウキビの栽培をされていたんですが、その後作物は植えてないということです。ですが■がでてから敷ワラかなんかに毎年草を刈っておったということで見た目はきれいです。草を刈っております。本人も年に2回3回、草を刈っているということできれいなんですが、1か月ほど前に分筆されて今回の申請に至ったということです。

譲渡人については、現在■の方で■をされておりまして、息子が3年ほど前に屋久島に来られて■をされているそうです。親父さんは■ですから、許可があり次第■息子に住まわせるようです。自分も数年したら屋久島に来て息子と同居するという計画だそうです。

土地につきましても30年・40年耕作されておりませんし、周辺に耕作されている農地もございませんので、問題はないかと思います。

会長

整理番号7番について皆さん方からご質問・ご意見等ございませんか。

○番（農業委員）

妙な具合に分筆されておりますが、何かあるんですか。

○番（農業委員）

私もそこまで聞いておりませんが、山手側には防風林が入っておりますから、その防風林を避けて分筆をされたんじゃないでしょうか。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

皆さん方からご意見無ければ整理番号7番について、申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号7番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして26ページです。議案第11号、農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第11号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求

事務局長

める。

整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人(■)さん(■歳)、譲渡人(■)さん(■歳)。土地の所在：■、他4筆。地目：畠。5筆の合計面積が■m²。農用地区域内です。内容：たんかん。移転時期：平成■年■月■日。対価：無償。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：たんかん。所有面積：■m²。従事日数：180日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、運搬機・1、モア・1、草払機・2、動噴・1、キーパー・1、選果機・1です。

この案件につきましては親子間における贈与、所有権移転でございます。譲受人は認定農業者でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、地元委員が本日欠席であります。同様の意見であるということでございました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

整理番号3番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。（「ありません。」の声あり）

整理番号3番については計画を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第12号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

整理番号5番、6番は関連がございますので一括してお願いします。

事務局長

議案第12号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあつたので議決を求める。

整理番号5番。申請人(■)さん(代理人・■)。土地の所在：■、畠、■m²。第1種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況『平成■年、友人と共に屋久島への移住を期して願出地を鹿児島県知事から農地法第5条の許可（一般住宅）を受けて取得し転用に着手したが、不測の事態からその続行が困難となつたまま今日に至っている。以上の経緯から願出地の現況は造成済みの宅地であり、農地への復元には多大な費用と労力を要する。』ということです。

備考欄に書いてございますが、平成■年■月■日に■と■に分筆しております。売買で所有権が本人に移っております。

整理番号6番です。申請人(■)さん(代理人・■)。土地の所在：■、畠、■m²。第1種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況ですが、整理番号5番と同じです。

申請地は■から北東約2kmに位置し、雑木が生え砂利も敷き詰められております。土地造成を行った形跡があり、元の状態に戻すには相当な経費と労力がかかると思われます。また申請人の特別な事情を考慮すると、非農地としてやむを得ないと思われます。

先ほども説明いたしましたが、造成にあたっては県知事の5条の転用の許可を受けた上あります。

この土地については、電気・水道がすでに設置されている状況です。

会長

整理番号5番・6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

32ページの航空写真をお願いいたします。申請地の北側は海岸でございます。■と■の横をずっと海岸方面へ下りていったとこ

○番（農業委員）	ろにあります。周りは畠総してあるもんですから、きれいに整地されていますが、申請地の上にある白い建物はハウスであります、あとは山になっております。
	33 ページの現地写真ですが、真ん中の写真と下の写真のような山状態でございまして、説明にもありましたように電柱も建ててあります。
	1番上の写真は砂利を敷いて草も生えておりません。今では海岸でイセモンを取る人たちの車を止める場所となっています。
	ここは元の持ち主が年に1回ほど除草剤をかけて枯らしているところも見ております。
	平成[]年ですから 20 年は経っておりませんが、5 条で許可をうけて整地して電柱なんかも建ってありますので非農地として認めざるを得ない状況だと思っております。
会長	この件について、補足のある方いらっしゃいませんか。
○番（農業委員）	隣接委員として 16 日に現地調査の立会いをいたしました。地元委員からあったように 5 条申請をして造成をしております。砂利も敷いて長い年月が経っておりますが、農地に復元するには費用が掛かり過ぎますので、この件についてはやむを得ないと思います。
会長	整理番号 5 番・6 番について、皆さん方からご質問等ございますか。
○番（農業委員）	すみません。説明の補足をいたします。ここは、畠総はやっておりません。というより、外された場所でありますのでこのような雑木の状態です。
会長	今朝、冒頭にございましたけども非農地の指針では 20 年ということでしたが、皆さん方からご承認を頂けたということでこの履歴から見ますと平成[]年ということで、20 年経っていないということです。
	5 条の許可もちゃんと取っているということで、やむを得ないんじゃないかという判断をしているところです。
○番（農業委員）	5 条の許可を取って、一旦取り掛かりました。中断はしましたけどもまた本人がやるわけですから、私は良いと思います。
○番（農業委員）	申請書の理由は全く一緒ですね。
○番（農業委員）	理由書には「不測の事態」と書いてあるんですが、何があったのか聞いてみましたら、1人はお母さんが病気になられて介護をしなくてはいけなくなったと。もう 1 人は経営していた会社が倒産したということで、計画通りいかなくなつた。ということでした。そのような事情があるようです。
会長	皆さん方からご意見ございませんか。 (「ありません。」の声あり)
	ご意見無ければ整理番号 5 番・6 番については非農地として認めるご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)
	整理番号 5 番・6 番は非農地として認めることに決定いたします。
	続きまして整理番号 7 番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 7 番。申請人 ([]) [] さん（代理人・[]さん）。土地の所在：[]、畠、[]m ² 。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『平成[]年頃から申請者の父親の体調が悪くなつたことにより、農

事務局長	<p>作業が困難になった。農業することなく今の現状に至る。』ということです。</p> <p>申請地は [REDACTED] から北に約 500m 程に位置し、雑木や竹が密生しており山林化している。農地として再生させるには多大な費用と労力を要するため、非農地としてやむを得ないと思われます。以上です。</p>
会長	<p>整理番号 7 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番 (農業委員)	<p>申請人と代理人は兄弟でいらっしゃいます。兄弟が 8 人いる中で男の兄弟にだけ遺産分けをして、ここを [REDACTED] さんに与えたそうなんですが、[REDACTED] で暮らしておられて屋久島に帰って来る見込みはないということで、代理人の [REDACTED] さんは屋久島におられるということで「お前にやらから。」ということだそうです。</p> <p>35 ページの航空写真をご覧ください。真ん中に載っている道路は右に曲がると [REDACTED] で、まっすぐ細い道を行きますと [REDACTED] につながっております。</p> <p>もと [REDACTED] の [REDACTED] の横に申請地があるんですけど、36 ページの写真を見てわかる通り、ほとんど手を付けた様子は見られませんし、荒れ放題になっております。非農地として認めて良いのではないかと思っております。以上です。</p>
会長	<p>皆さん方からご質問等ござりますか。 (「ありません。」の声あり)</p> <p>皆さんからのご意見無ければ、整理番号 7 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 7 番を非農地として認めることに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして別冊になります。議案第 13 号。耕作放棄地の農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第 13 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について「耕作放棄地全体調査要領」(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号 農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地について、平成 26 年 3 月 19 日付け屋農第 1294 号により屋久島町長から農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断依頼があり、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号 農林水産省経営局長通知)により大字安房地区(春牧・平野)の現地調査を実施したので同通知第 2 の 2 に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求める。</p> <p>別冊をご覧ください。耕作放棄地の農地・非農地に係る調査表の詳細であります。</p> <p>調査集落: 春牧。調査年月日: 平成 26 年 5 月 14 日。調査者: 備邦雄委員、事務局から川東、相談員の西田の 3 名で実施いたしております。調査の筆数: 66 筆。面積: 99,610 m²。非農地と判断した筆数: 41 筆。面積: 62,523 m²。非農地と判断しなかった筆数: 25 筆。面積: 37,087 m²。判断しなかった内訳についてはお目通しください。</p> <p>調査集落: 平野。調査年月日: 平成 26 年 5 月 14 日。調査者: 備邦雄委員、事務局から川東、相談員の西田の 3 名で実施いたしております。調査の筆数: 95 筆。面積: 146,113 m²。非農地と判断した筆数: 71 筆。面積: 105,712。非農地と判断しなかった筆数: 24 筆。面積: 40,401 m²。判断しなかった内訳についてはお目通しください。</p>

事務局長	参考資料を添付しておりますので、お目通しいただいているかと思います。以上でございます。
会長	<p>普通に見ると非農地状態なんですが、畠総事業のスプリンクラーが設置されておりまして、この事業の補助金適正化法の年数は経過しております。県が示すスプリンクラーの耐用年数も経過しております。ただ、コンクリートの館があると、その館部分が耐用年数を過ぎておりませんで、土地改良区でも昨年ここを受益地から外そうと検討協議したんですが、外すとなると残っている償却分の補助金の返納があるということで見送っているところです。</p> <p>この調査、写真等から皆さん方からご質問等・お気づきの点ございませんか。</p> <p>皆さん方からご意見・ご質問等無ければ、今回の農地・非農地判断については事務局から出された通り決定してご異議ございませんか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>それではそのように決定いたします。</p>
事務局	【行事予定説明】
会長	以上をもちまして、第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

17番

20番

平成26年5月29日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久